

関係機関の長 様

群馬県こころの健康センター
所 長 佐 藤 浩 司

令和7年度精神保健福祉初任者研修の開催について（通知）

日頃より、本県の精神保健福祉の推進につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、当センターでは、別添「精神保健福祉初任者研修実施要領」に基づき、精神保健福祉業務及び精神保健福祉相談援助業務等に従事する初任者職員を対象とした標記研修を毎年開催しております。

今年度につきましても、下記のとおり開催いたしますので、関係者へ周知いただくとともに、該当職員の出席について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 配信期間及び開催日時

- (1) 精神保健福祉に関する基礎的な知識（動画配信）
令和7年5月16日（金）～令和7年6月15日（日）17:00 まで
- (2) 精神保健福祉に関する相談支援技術（**現地開催**）
令和7年5月29日（木）10:30～16:30
※（1）を受講されていない方は、（2）を受講することはできません。

2 配信方法及び開催場所

- (1) YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunon」にて限定公開
- (2) 群馬県勤労福祉センター3階 第1、2会議室（前橋市野中町361番地2）

3 対象者

精神保健福祉業務等に従事する職員のうち、実務経験が概ね3年以内の者。
ただし、実務経験3年以上であっても、本人が希望する場合は申込できます。

4 定員

- (1) 定員なし
- (2) 50名
定員超過した場合、別添「精神保健福祉初任者研修実施要領」に基づき、受講者の選考をいたします。選考の結果については、**5月22日（木）前後**に御連絡いたします。

5 研修内容

令和7年度精神保健福祉初任者研修プログラム「別紙1、2」のとおり

6 申込期限及び申込み方法

- (1) 精神保健福祉に関する基礎的な知識（**動画配信**）のみの方
令和7年6月12日（木）23:59 まで
- (2) 精神保健福祉に関する相談支援技術（**現地開催**）も参加の方
令和7年5月14日（水）23:59 まで

※LoGo フォームにより申し込んでください。（メールアドレスの登録必須）。

動画の URL を送信するため、有効な電子メールアドレスがない方は申し込みません。

URL : <https://logoform.jp/f/pDebE>

（お申し込み二次元コード）



担	当：企画研修係 難波、田代
電	話：027-263-1166
F A X	: 027-261-9912
E メール	: nanba-e@pref.gunma.lg.jp
E メール	: tashiro-to@pref.gunma.lg.jp

令和7年度精神保健福祉初任者研修(基礎的な知識)カリキュラム

配信期間	時 間	研 修 内 容	講 師
令和7年 5月16日(金) ～ 6月15日(日)	45 分	精神保健医療福祉総論 精神保健医療福祉の歴史を知るとともに、解決すべき課題を確認する。その上で目指すべき方向性について理解を深める。	群馬県こころの健康センター 所長(精神科医師) 佐藤 浩司
	45 分	精神疾患の理解を深める 精神疾患とその症状を理解するための基礎を学ぶ。	赤城病院(精神科医師) 草野 建祐
	45 分	精神障害者家族への理解について 家族の思いを理解し、よりよい支援について学ぶ。	群馬県精神障害者家族会連合会 会長 吉邑 玲子
	45 分	精神科病院の入院治療と退院後支援の枠組み 精神科病院の入院治療から退院後の地域での支援方法を学ぶ。	群馬県立精神医療センター 医療福祉課長(精神保健福祉士) 中嶋 淑子
	45 分	地域移行支援と地域定着支援の実際 病院退院後から地域で生活をしていくために、どのような支援をしているのか、その実際を学ぶ。	社会福祉法人アルカディア ふらっと相談支援事業所 相談支援専門員(精神保健福祉士) 片山 和也
	45 分	精神障害者のエンパワーメント 地域での支援で、対象者の健康な部分や長所となる部分を対話を通して探り当てる手法を学ぶ。	社会福祉法人明清会 相談支援専門員(精神保健福祉士) 高山 千恵美
	20 分	当事者からのメッセージ 当事者の体験談と支援者への要望、よりよい支援について学ぶ。	ピアサポーター

令和7年度精神保健福祉初任者研修(技術演習)カリキュラム

日時	研 修 内 容	講 師
令和7年 5月29日(木) 10:30～16:30	オリエンテーション	群馬県こころの健康センター職員
	講義「精神保健福祉相談の進め方と実際」	群馬県こころの健康センター職員
	(休憩)	
	相談支援における課題の共有	群馬県こころの健康センター職員
	(昼休み)	
	演習Ⅰ「傾聴の実践」	群馬県こころの健康センター職員
	(休憩)	
	演習Ⅱ「ケースの課題と必要な支援を考える」	群馬県こころの健康センター職員
	振り返り	群馬県こころの健康センター職員

※暫定的なプログラムです。

場所：群馬県勤労福祉センター 3 階 第 1、2 会議室（前橋市野中町 361 番地 2）



※駐車場は無料です。

※昼食は 1 階ウインテイストをご利用いただけます。

精神保健福祉初任者研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県こころの健康センター（以下、「センター」という。）が主催する精神保健福祉初任者研修の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 精神保健福祉に関する基礎的な知識及び相談援助技術を学び、精神障害の基本特性及び支援者として適切な関わり方について理解を深めることにより、精神障害者の地域移行のために、地域でよりよい支援につなぐことができる人材を養成する。

(対象者)

第3条 群馬県内の市町村、保健福祉事務所及び障害者福祉サービス事業者等において精神保健福祉業務等に従事する実務経験3年以内の者。

2 ただし、実務経験3年以上の者が受講を希望することを妨げない。

(研修日数及び研修方法)

第4条 研修は原則2日間の開催とし、1日を講義形式、1日を演習形式の研修とする。

2 ただし、センター所長が天災等により前項の形式での開催が困難であると判断する場合には、この限りではない。

(定員)

第5条 研修の定員は、センター所長が研修方法、研修会場等からその都度定める。

(受講料)

第6条 受講料は無料とする。

(申込方法)

第7条 研修の受講を希望する者は、センター所長あてに申し込まなければならない。

(受講者の選考)

第8条 申込者が定員を超過した場合は、次の各号を基準に選考を行い、センター所長が受講者を決定するものとする。

- 一 現に精神障害者を対象とした精神保健福祉関係事業所に所属している者
- 二 実務経験3年以内の者
- 三 演習形式の研修については、公的機関等において地域でのマネジメントを行っている者

附 則

1 この要領は、令和2年4月13日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年12月28日から施行する。